

奈良県知事指定

# 福祉用具専門相談員指定講習会



平成27年度より福祉用具専門相談員の制度が大きく変わりました。

ホームヘルパー2級・1級、介護職員初任者研修の資格だけでは福祉用具の貸与や販売に携わることができなくなり、「指定福祉用具貸与」、「指定介護予防福祉用具貸与」、「指定福祉用具販売」と「特定介護予防福祉用具販売」の事業所には必ず保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、義装具士、または福祉用具専門相談員2名以上の配置が必要であり、福祉用具専門相談員は「福祉用具サービス計画を作成することが義務付けられました。

福祉用具専門相談員指定講習を修了するためには、役割や、介護保険制度に関する基礎知識、高齢者と介護医療に関する知識、個別の福祉用具に関する知識・技術（演習含む）、福祉用具サービス計画（個別援助計画）等について学習し、指定された全日程を履修され、修了評価（筆記試験）に合格された方は修了証明書が取得できます。

日程	開催場所	時間	内容・カリキュラム
9月6日(土)	広陵町商工会	9:00~11:00	福祉用具の役割・相談員の役割
		11:00~16:00	介護保険制度等に関する基礎知識
9月13日(土)	広陵町商工会	9:00~16:00	高齢者と介護・医療に関する基礎知識
9月20日(土)	広陵町商工会	9:00~16:00	高齢者と介護・医療に関する基礎知識 個別の福祉用具に関する知識・技術
9月27日(土)	広陵町商工会	9:00~16:00	福祉用具の特徴
10月4日(土)	福祉パーク	9:00~16:00	住環境と住宅改修 介護技術
10月11日(土)	広陵町商工会	9:00~16:00	福祉用具の活用
10月25日(土)	広陵町商工会	9:00~11:00	福祉用具の活用
		11:00~16:00	福祉用具の供給の仕組み
11月1日(土)	広陵町商工会	9:00~16:00	福祉用具貸与計画等の意義と活用 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成
11月8日(土)	広陵町商工会	9:00~11:00	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成
		11:00~12:00	復習
		13:00~16:00	評価試験・修了式

※内容・カリキュラムについては都合により変更もございますのでご了承願います。

- 受講料 55,000円(広陵町商工会員及び福祉講座受講生は52,800円)(テキスト代・消費税含む)
- 募集人員 20名(定員になり次第締め切ります)
- 修了証書等の交付について

全課程を修了し、評価試験に合格された方には、奈良県知事指定福祉用具専門相談員指定講習会の「修了証書」ならびに「修了証明書(携帯用)」を交付いたします。(未受講の講義等がありますと、修了証書は発行できません)



〒 635-0821 奈良県北葛城郡広陵町笠 162

TEL0745-55-3535 Fax 0745-55-2614

福祉用具専門相談員指定講習事業者

## 広陵町商工会

<http://www.koryonet.or.jp>

Eメール [info@koryonet.or.jp](mailto:info@koryonet.or.jp)

※福祉用具専門相談員指定講習事業者は、介護保険法施行令第3条の2第2項に基づき、奈良県知事の指定を受けた事業者です。



いっまでも元気いてね。

福祉講座案内WEBサイト

